

～子どもは愛されるために生まれてきました～

子どもを虐待から守ろう!



11月は児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン）です。

子どもは十分な愛情を注がれ愛されていると感じることで、他者への信頼感が育ちます。

■ 児童虐待とは…

本来、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）が子どもの身体や心を傷つけることをいいます。法律では「身体的」「心理的」「性的」「ネグレクト（家に閉じ込めたり食事を与えないなどの養育放棄）」の4つが定められています。

■ 子どもに与える影響は…

虐待を受けた頻度、程度、継続期間によって異なりますが、子どもの心身の発達、人格形成にもさまざまな影響をおよぼすことがあります。

■ しつけとは？

基本的な生活習慣や社会のルール・マナーを身につけるよう働きかけることで、子どもの発達や理解度に配慮しながら行うものです。暴力で従わせて行うものではありません。

■ 一人で抱え込まないで気軽に相談を！

「あの子、もしかしたら虐待を受けているかも…」
「子育てがつらくてつい子どもにあたってしまう」「近くに子育てに悩んでいる人がいる」など、児童虐待を見たり、聞いたり、当事者になってしまいそうな時は、一人で悩まないで、下記の子ども相談窓口へ気軽に相談してください。

児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く

189

お近くの児童相談所
につながります

児童虐待をなくし、子どもの笑顔を守るため、覚えやすい3桁の番号になりました。

◆ 問い合わせ先

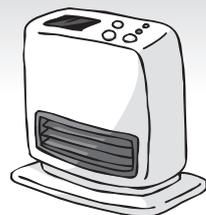
福祉課 子ども子育て支援担当 ☎6573

日野町への相談は… 福祉課 ☎6573
保健センター ☎6574
学校教育課 ☎6564

日野町暮らし応援商品券について

国の緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）制度に基づく緊急的な施策のひとつとして、町民の生活支援と地元消費の拡大を目的とした「日野町暮らし応援商品券」（灯油購入助成）事業を実施します。

対象となる世帯に11月2日（月）から申請書をお送りします。商品券の交付を希望される方は役場福祉課に申請してください。



【日野町暮らし応援商品券（灯油購入助成）の申請およびご利用方法】

● 対象世帯

平成27年10月1日現在で日野町の住民基本台帳に登録されており、世帯全員が平成27年度分町民税非課税の世帯

● 商品券の金額および購入可能商品

- ・「日野町暮らし応援商品券」として、5,000円分（500円券×10枚）をつづつた冊子を発行します。
- ・商品券は、灯油の購入に対して使用することができます。

● 申請方法

- ・「日野町暮らし応援商品券（灯油購入助成）交付申請書」に必要な事項を記載のうえ、役場福祉課までご提出ください（郵送可）。
- ・申請書の内容を確認し、商品券をお渡しします。

● 申請書の提出期間

平成27年11月4日（水）～平成28年1月29日（金）

● 商品券の利用可能期間

平成27年11月4日（水）～平成28年2月29日（月）

● 商品券の利用可能店

商品券の交付とあわせて配布する「灯油購入助成協力店一覧表」をご覧ください。

◆ 問い合わせ先 福祉課 ☎6573